

令和2年1号

春日部労基だより

春日部労働基準監督署
 春日部市南3-10-13
 電話 048(735)5226
 FAX048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号		法人番号	
事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
時間外労働をさせる の必要な事由	労働者数 (15人以上)	所定労働時間 (1日)	1年については360時間まで、2年については320時間まで
時間外労働	労働者数 (15人以上)	所定労働時間 (1日)	1年については360時間まで、2年については320時間まで
① 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	労働者数 (15人以上)	所定労働時間 (1日)	1年については360時間まで、2年については320時間まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (15人以上)	所定休日 (任意)
		労働者数 (15人以上)	労働させることができる法定休日における延長及び特異の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
 （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 署名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

年 月 日

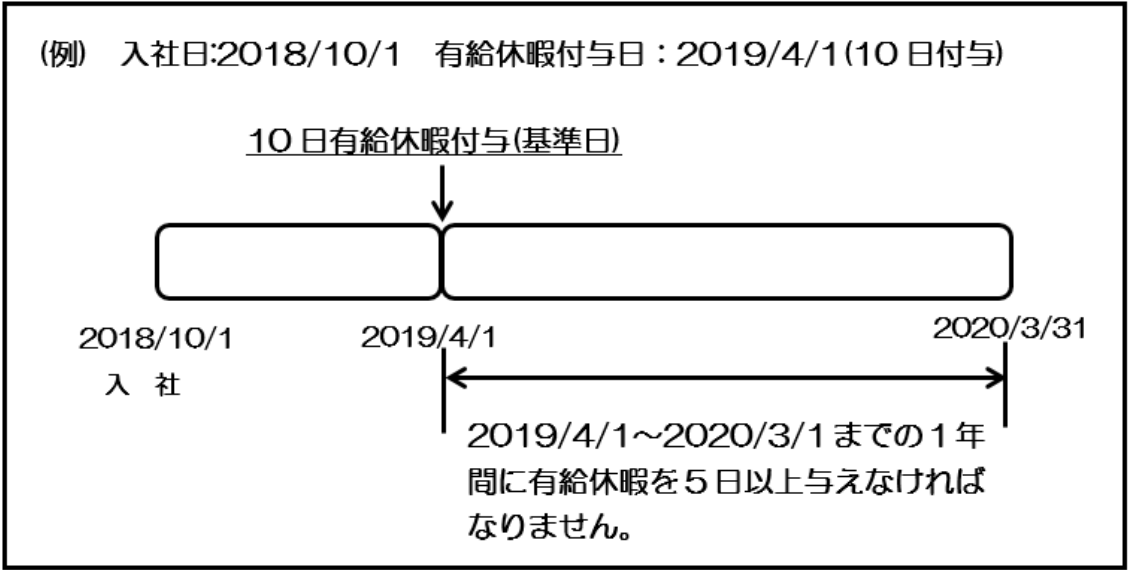
労働基準監督署長殿

利用者 署名
氏名

36 協定の有効期間の始期が令和2年4月1日以降のものは新様式でなければ受理できません。

旧様式：様式第7号
新様式：様式第9号～第9号の7

有給休暇の日数が10日以上労働者については、基準日から1年以内の期間に有給休暇を5日付与することが本年度4月1日からの義務化されております。労働基準法違反とならないよう留意下さい。



労働時間とは

- ・労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。
- ・使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

研修・教育訓練の取扱い

- 研修・教育訓練について、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。

※ 研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなくなったりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

- ①終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会。
- ②労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練。
- ③会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

労働時間に該当する事例

(参考) 事例中の実線と破線は、「使用者の指示」「労働者が業務に従事する時間」とあると考えられる箇所

- ①使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。
- ②自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

仮眠・待機時間の取扱い

- 仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

- ①週1回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間。

労働時間の前後の時間の取扱い

- 更衣時間について、制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。
- 交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（※2）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
 - 定期健康診断結果報告書
 - 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
 - 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

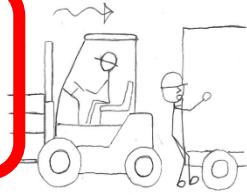
定期健康診断結果報告書

過去に作成・保存（※3）した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

- ・ 労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

荷主等(荷主、配送先、元受け事業者等)の皆様へ

STOP！労働災害(荷役作業)



全国の陸上貨物運送事業の労働災害の約70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の**荷役作業中に発生**しています。さらにその**約70%**は**荷主先**で**発生**しています。

また、荷役作業における死亡労働災害では、①**墜落・転落**、②**荷崩れ**、③**フォークリフト使用時の事故**、④**無人暴走及び**⑤**トラック後退時の事故**が**約80%***を占めており、保護帽の着用等「荷役ガイドライン」に示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかになっています。
※独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の調査

保護帽を着用するなど定められたルールを守り、適切な行動を徹底して、労働災害を撲滅しよう！



春日部労働基準監督署